

# 岡山市吉備学区連合町内会 規約

## 第1章 名称、及び事務所

(名称)

第1条 本会は、岡山市吉備学区連合町内会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

## 第2章 目的及び活動内容

(目的)

第3条 本会は、各単位町内会相互の親和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次のことを行う。

- 1) 回覧、会報、インターネット等による告知広報活動。
- 2) 防犯、防火及び防災に関する活動。
- 3) 保健衛生、清掃美化及び環境整備に関する活動。
- 4) 文化行事、親睦行事、観光行事、地域活性化行事、奉仕活動。
- 5) 地域の要望事案を行政に対し陳情活動。
- 6) その他、本会の目的を達成するため必要な事業。

## 第3章 会員及び会費

(会員資格)

第5条 本会は、岡山市吉備学区内の各単位町内会会長をもって組織する。

(会費)

第6条 会員は、別途細則で定める会費を納入しなければならない。

## 第4章 役員及びその選出

(役員の種別)

第7条 本会を運営するために次の役員を置く。

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 1) 会長  | 1名              |
| 2) 副会長 | 2名              |
| 3) 理事  | 5名～10名 (事業担当理事) |
| 4) 会計  | 1名              |
| 5) 監事  | 2名              |

(役員の資格)

第8条 役員は原則として現役単位町内会長が務める。尚、諸般の事情から役員選出に不調が生じた場合は、単位町内会長及び役員が推薦する岡山市吉備学区内に居住している者であれば其れを妨げるものではない。

次に役員就任優先順位を示す。

1) 役員選出は第一優先として現役単位町内会長から、第二優先は役員改選直前の役員から、次に推薦者とする。

2) 尚、会長選任に限り、第一優先として現役単位町内会長から、第二優先は役員改選直前の役員とする。

(役員の選任)

第9条 役員の選出は役員改選直前の役員会により予選し、総会で選出理由を示し、審議の上承認を得ることとする。

(役員の兼務)

第10条 監事は同会の他の役員を兼ねることは出来ない。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は次項に定める。

1) 役員の任期は1年とする、但し再任を妨げない。

2) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3) 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

第12条 役員は、次項に定める職務と職権を有す。

1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、総会において新たに会長が選出されるまで、暫定的に会長職を代行する。

3) その他の理事は、会務の重要な事項について審議し、又本会事業の各部門の運営にあたる。

4) 会計は、本会の金銭出納を管理し、予算書類の作成、会計報告書及び決算報告書の作成をする。

5) 監事は、本会の会計、資産及び会務の状況を監査し、把握に努めると共に、必要に応じて総会及び理事会に出席し、報告及び意見を述べることが出来る、又必要があれば臨時総会及び役員会を招集し、報告及び意見を述べることが出来る。

第5章 会議

(会議の種別)

第13条 本会の会議は総会及び役員会とする。

1) 総会は会員をもって構成され、定例総会と臨時総会の2種とする。

2) 役員会は、第7条の役員をもって構成する。

第6章 総 会

(通常総会の開催)

第14条 定例総会は、原則として毎年度決算後1箇月以内に開催する。

(臨時総会の開催)

第15条 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

1) 会長が必要と認めたとき。

2) 第12条、第5項の規定により監事から開催の請求があったとき。

3) 全会員の4分の1以上から臨時総会開催の必要請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は会長が招集する。

1) 総会を招集するときは、会議の議題とその目的、日時と場所を明記し、開催の日の14日前までに文書を持って通知しなければならない。

2) 会長は第15条、第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から28日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の運営)

第17条 総会の定足数、議長、決議、議決権は次項に定める。

1) 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することが出来ない。

2) 会員が、諸般の事情から総会に出席出来ない場合は、代理人に表決を委任することが出来る。この場合、その会員は出席したものとみなす。

3) 会員は、総会に於いて、各々1単位の表決権を有す。

4) 総会の議長は、会長がつとめる。

5) 総会の議事は、委任を含め、出席した会員の過半数をもって決す、その結果可否同数のときは、議長の裁定で決する。

(総会での審議事案)

第18条 総会に付議する事項は次のおりとする。

1) 規約の変更。

2) 事業計画及び収支予算並びに決算。

3) 役員の承認。

4) 第15条、第2項及び第3項の規定により提出された議案。

5) その他、役員会等において本会会務の運営に関する重要な事案と認めた事項。

## 第7章 役員会

第19条 役員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- 1) 会長が必要と認めたとき。
- 2) 第12条、第5項の規定により監事から開催の請求があったとき。
- 3) 全役員の3分の1以上から役員会の必要請求があったとき。

(役員会の招集)

第20条 役員会は会長が招集する。

- 1) 役員会を招集するときは、会議の議題とその目的、日時と場所を明記し、開催の日の7日前までに文書を持って通知しなければならない。
- 2) 会長は第19条の規定による会議開催の請求があったときは、その請求のあった日から21日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の運営)

第21条 定足数、代理権、議長、決議、議決権は次項に定める。

役員会の運営は、第17条の「総会」を「役員会」に、「会員」を「役員」と置き換えて準用する。

## 第8章 資産及び会計

(会計年度)

第22条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第23条 本会の資産は、次の各号に挙げるものを持って構成する。

- 1) 別途定める、財産目録の資産
- 2) 会費
- 3) 活動に伴う収入
- 4) 資産から生ずる果実
- 5) その他の収入

(資産の管理)

第24条 本会の資産の管理は、会長が成し、その方法は役員会の議決をもって決める。

(経費の支弁)

第25条 本会運営経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎年会計年度開始以前に、総会の議決を経て定めなければならない、又変更有るときも同様とする。尚、年度開始後になっても予算が議決されていない場合は、会長は、予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入、支出を行うことが出来る。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び収支決算書に添付し、尚財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎年会計年度終了後より1箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約は、総会に於いて出席会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することは出来ない。

第10章 禁則

(恒久的禁則)

第29条 本会は、思想、宗教、政治に関与することを禁止する。

第11章 雜則

第30条 連合町内会役員会への要望、要請事項及び審議案件の取り扱いについて次項に示す。

- 1) 会員からの要望、要請事項及び審議案件は、役員会で審議し、必要と有れば総会で審議、承認を得る。
- 2) 要望、要請事項及び審議案件の如何に關わらず、原則文書で行うこと、次項はその記載要件を示す。
  - イ) 要望、要請事項及び審議案件の内容。
  - ロ) 要望、要請事項及び審議案件の目的及び理由等。
  - ハ) 日付
- ニ) 要望、要請事項及び審議案件の申請者の住所、氏名、捺印、電話番号等の記載を要す、但し申請者が連名であっても差し支えは無い。
- ホ) 必要と有れば地図、図面、写真、音声、ビデオ等を添えても良い。

(委任)

第31条 本会の運営に関して、本規約に定めのないものは、必要に応じて役員会議決を経て別途定める。

## 細 則

### 会費に関する細則

会員は、諸物価等を勘案し隨時定める金額の会費を納入しなければならない。

各単位町内会は戸当たり会費を￥100円と定め、各単位町内会が市民総務課に提出した「総戸数」を乗じた金額を会費とする。

## 付 則

本会は、昭和52年4月1日をもって設立とする。

本会則は付則を加え、平成17年4月1日から施行する。

平成18年4月1日改訂(地区会議新設に伴う規約及び会費既定)

平成21年4月1日改訂

(役員の資格、地区会議削除に伴う規約及び会費既定)

以 上